

第 4925 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月19日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 国や地方公共団体に寄附をした場合

Q：国や地方公共団体に寄附をした場合、所得税ではどのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

国や地方公共団体、特定公益増進法人等に特定寄附金を支出した場合は、寄附金控除として所得金額から控除されます。

寄附金控除の額は、次の算式で計算します。
 (震災関連寄附金以外の特定寄附金の合計額 + 震災関連寄附金の合計額) - 2,000円 = 寄附金控除額

(注1) 震災関連寄附金以外の特定寄附金の合計額は、所得金額の40%が限度になります。

(注2) 震災関連寄附金以外の特定寄附金と震災関連寄附金の合計額は、所得金額の80%が限度になります。

特定寄附金とは、次の寄附金をいいます。

- ① 国又は地方公共団体に対する一定の寄附金
- ② 指定寄附金
- ③ 特定公益増進法人に対する一定の寄附金

ちなみに、震災関連寄附金のうち特定震災指定寄附金や政治活動に関する寄附金のうち政党もしくは政治資金団体に対する寄附金で一定のもの、認定NPO法人等もしくは公益社団法人等に対する寄附金で一定のものについては、この寄附金控除か寄附金特別税額控除のいずれか有利な方を選択することができます。税額控除の額は、寄附をした相手により異なります。

